

平成29年 9月 総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

平成29年9月12日（火）
第2委員会室

午前10時00分 開会

○委員長（渋谷けいし君） 次に、陳情第9号 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情を提出された方がお見えになっておりますので、ここで休憩をいたしまして、陳情の趣旨説明をお受けしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渋谷けいし君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
ここで暫時休憩といたします。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（渋谷けいし君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
質疑、意見等をお受けいたします。ございませんか。

宮原委員。

◆委員（宮原りえ君） お伺いします。今現在、清瀬市役所の敷地内で喫煙ができるようになっているかと思うんですが、喫煙のルール、特に職員に関しては、例えば時間を区切ってこの時間だけとかいう形で喫煙ができるようになっているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○委員長（渋谷けいし君） 松村総務部長。

◎総務部長（松村光雄君） 現状、敷地内に2か所ほど喫煙所を設けております。庁舎内におきましては全面禁煙をしております。敷地内におけます喫煙所につきましても、できるだけ庁舎から離れて、市民の皆さん等の受動喫煙されないような形で考えておりますが、市の職員の喫煙につきましても、現在大きな規制を設けておりません。できるだけ昼休み、勤務時間外にお願いをしておりますが、勤務時間内において特別な基準は現在は設けておりません。

○委員長（渋谷けいし君） 宮原委員。

◆委員（宮原りえ君） わかりました。

それでは、市役所敷地内での喫煙者の人数というか、来庁者ももちろんいると思うんですが、特に市の職員で喫煙する方の割合、人数でもいいし割合でもいいので、わかれば教えてください。

○委員長（渋谷けいし君） 松村総務部長。

◎総務部長（松村光雄君） 今、委員からご指摘がございましたデータでございますが、市といたしましては喫煙についてのデータを集計してございませんので、持ち合わせはございません。

○委員長（渋谷けいし君） よろしいですか。

ほかにございますか。

佐々木委員。

◆委員（佐々木あつ子君） 大きく1点、二つほどお伺いしたいと思うんですが、今現状の市役所庁内のお話があったと思うんですが、陳情には新庁舎に対してのこともお尋ねがあるように思います。1階の部分と屋上の2か所ということを書かれていますということのご認識で文中にあります。一方、東京都が国に先行して法制化をしていくということで、9月8日の定例記者会見で飲食店など原則屋内禁煙とする、罰則つきの、そういう条例を出していきたいという旨が新聞でも報道されております。

お聞きしたいのは、厚生労働省も健康増進法の改正の中で、より強化していかなければいけないという中で、案は持っていますが、流れとしては受動喫煙に対しての健康被害というのはもう国民的な認識になっていきますし、そういう流れの中で、新庁舎に2か所ほどそうした場所を設けるといった結果に至った、庁内ではこうした流れの中でどうした検討があったのか。そのことを一つお伺いしたいのと、この都条例のいいところはたくさん私は

あると思うんですが、新聞の報道でもごらんになったと思いますが、ぜひ担当課からご説明をしていただければと思います。新聞の報道範囲だと思いますが、お願いしたいと思います。

○委員長（渋谷けいし君） 原田企画部参事。

◎企画部参事（原田政美君） 新庁舎建設についてでございます。まず喫煙所の計画でございますが、現在の計画では庁舎内は禁煙としております。庁舎の外に外構上、喫煙所ブースを設けまして、こちらを市民用と考えております。

それから、2か所あるということもございますが、職員用としては、屋外の屋上を想定しておりますが、特にそこに喫煙所というようなブースを設ける予定はございません。

ここに至るまでの経過でございますが、庁内の検討委員会、それからプロジェクトチーム内でいろいろ検討しまして、現状ではそういう状態で屋外にあるということから、屋外に市民用の喫煙所を設置するというような経緯になっております。

○委員長（渋谷けいし君） 八巻健康福祉部長。

◎健康福祉部長（八巻浩孝君） 今回東京都から提出された条例案について、知っているところを説明ということなので、私も新聞の記事を土曜日の朝拝見して、国に先行して東京都がやっていたということはあるありがたいことだと思っております。

紹介ということなので、簡単に書いてあることを紹介しますと、敷地内禁煙が医療施設、小中高校、児童福祉施設。屋内禁煙が、これは喫煙専用室の設置不可となっておりますが、市役所を含む官公庁、大学、体育館、老人福祉施設。それ以外、屋内禁煙では、喫煙専用室の設置可につきましましては、ホテル・旅館（客室を除く）、事業所、娯楽施設、百貨店、飲食店などとなっているようでございます。これは子供さんなどを含む受動喫煙、健康対策ということで、東京都もコメントの中では、本来国が取り組むべき課題であるけれども、国での法制化に向けた動きはあると聞いているが、まずは今日都の考え方をお知らせしたということ報道されていると認識しているところでございます。

○委員長（渋谷けいし君） 佐々木委員。

◆委員（佐々木あつ子君） 先ほど室長からのご答弁で、至った経過について、どんなご議論があったのかというのがちょっと漏れていたのかなと思うんですが、先ほど松村総務部長からは、市の職員で喫煙者のデータはないというような一方で、どんな議論をやられたのかなとちょっと不思議なんですね。

例えば、そういう方たちにアンケートをとるとか、そういうようなことで、職員向けは屋上で、市民向けはとなったのか、こういう流れの中で、そこは置いておいて、今現状大きく1点、2か所あるから、新庁舎になったとしても、それは2か所堅持していくみたいな、そういう安易なことではないとは思いますが、どういう議論がされて、また今東京都の条例化が進められようとしている中で、室長になりますか、この担当の課長、ぜひ見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

○委員長（渋谷けいし君） 原田企画部参事。

◎企画部参事（原田政美君） 現状2か所あるということもございしますが、議論といたしましては、もちろん吸っている職員に対するヒアリング等も行いましたが、最終的には都条例ができれば、それに従うということになると思っておりますが、現状でこのようなしつらえがありますので、市民用として確保するという想定で今計画しているところでございます。

○委員長（渋谷けいし君） 佐々木委員。

◆委員（佐々木あつ子君） そうすると、屋上の喫煙場所というのは、この都条例の関係では見直しをせざるを得ないという認識になりますか。

屋内禁煙ですよ、今度の都条例は。そうすると、屋上は外だからというようなことはおっしゃらないと思っておりますが、それは見直しの対象になっていくようになるのでしょうか。それを教えていただきたいと思っております。

それから、今この流れの中では、もともとは厚生労働省が、先ほども申し上げましたが、健康増進法の改正に基づいて強化していくんだということで、3月に東京都条例と大体同じ内容が発表されています。ただ、今これがなぜ国会に出されていかなかったかという事情は、厚生労働省は規制強化を検討しているんですが、自民党内の反対で調整が続いていると。そういう中で小池知事が国に先駆ける形で提案したというようなことがあるんですが、先ほど陳情者もおっしゃられていたように、人が出入りする、子供たちが使用する建物、それについては原則というか、屋内禁煙ということがある中で、どうしても受動喫煙の健康被害、これはもう幾らでもそういうデータは今出ていますよね。そのことがどうしても自民党の中でまとまらないという記事が、これはもう複数挙げられており

ます。

申し上げたいのは、今度のオリンピックの関係で鈴木俊一大臣が新聞の報道で、自民党は分煙を原則としたいということ一度言っているんですが、考え直して、これを撤回して、やはり健康被害を考えたら、そういうことを貫くということではできないということで撤回しているんですね。

こういうことが流れの中では非常に世論と一緒に作り上げてきているので、ぜひ立ち返って、国が本来ならやっていくべきことだと私も思いますが、そういう中で東京都がこのようにつくってきたということなので、非常にいいことだと私は思うんですが、最後に、最初に聞いた都条例ができた場合、見直しの対象ということでは考え直すのかというところをお答えいただきたいと思います。

○委員長（渋谷けいし君） 原田企画部参事。

◎企画部参事（原田政美君） 現状では屋上は屋外と捉えております。ただ、都条例により、ほかの条例により、屋上も屋内と捉えることになれば、それは再考する必要があると考えております。

○委員長（渋谷けいし君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

◆副委員長（齊藤あき子君） 今回の陳情には新庁舎の敷地内禁煙を要望するというのと、敷地内ということになっているわけなんです、今回市で新庁舎の1階の部分と屋上という、何回もお話に出ておりますが、1階の部分というのは、屋外の喫煙スペース、それはどういった形状なのか。煙が外に行ってしまうとか、そういう心配もあります、お聞きしたいと思います。

○委員長（渋谷けいし君） 原田企画部参事。

◎企画部参事（原田政美君） 今、市民用として喫煙所を想定しているしつらえでございまして、四方を囲まれたブースとして、集煙機または分煙機等の排気設備を設けたしつらえを想定しております。

○委員長（渋谷けいし君） 齊藤副委員長。

◆副委員長（齊藤あき子君） そうしますと、煙は上に行ったりとかということ、室外機もあってということになるんでしょうが、やはりそれが外に漏れていくという心配もあるのかなと思ってはいます。

私たち公明党は、受動喫煙の健康の影響と現状というような研修会でありますとか、人々を受動喫煙から守る政策とはといった、そういった研修会なども通して、たばこの被害というものを減らしていく方策を探っているわけなんです、今回の敷地内の禁煙をすすめるということの陳情の中にも書いてありますが、屋外であっても、屋外に今回市としてはそういった喫煙ブースを設けると今お話がありましたが、屋外であっても子供が近くにいたりとか、そういった心配といいますか、親が吸っているから子供も近くにいて、その煙の被害も受けてしまうというようなこともあり得ると思うんですが、そういったことも考え、何かブースのところ子供に注意をすとか、そういったような看板を立てるようなお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（渋谷けいし君） 原田企画部参事。

◎企画部参事（原田政美君） 現在、市民用の喫煙所を想定している箇所でございますが、東側の職員駐輪場などがある比較的市民が寄らないような場所を想定しております。それに加えまして、ここは喫煙所があるというような掲示とか、そういう方策は考えていきたいと思っております。

○委員長（渋谷けいし君） 齊藤副委員長。

◆副委員長（齊藤あき子君） わかりました。調査結果によりますと、風が3メートル、5メートル、10メートルと吹いているときに、その副流煙、煙がどこまで飛んでいくかというような結果も出ておりました、結構風が強いと17メートルぐらい先まで煙が行くというような、そんな結果も出ておりましたので、今回屋外につくるときには、そこら辺も考えながら、今建物から大分離れているということもありましたので、そこら辺は今後もしっかり見ていってほしいと思います。

○委員長（渋谷けいし君） 最後、ご要望でよろしいですか。

◆副委員長（齊藤あき子君） 質問で。

○委員長（渋谷けいし君） 原田企画部参事。

◎企画部参事（原田政美君） 今回、この喫煙所を設けるということに対しましても、日本たばこ産業株式会社とも事前に打ち合わせ等を行っておりまして、その辺も十分に配慮しながら考えていきたいと思っております。

○委員長（渋谷けいし君） ほかに質疑、ご意見ございますか。

粕谷委員。

◆委員（粕谷いさむ君） 喫煙についてはもう大分前からいろいろと問題もあり、対策も講じられていることなんです、やはり国で販売されているもので、これは二十を過ぎれば喫煙はオーケーだよという、法的に許されている以上は、ここで敷地内であるからということ、いきなりたばこはだめだということは、なかなか喫煙者にとっては抵抗のあることではないかなと考えております。

先ほどから問題になっているように、喫煙所の設備とかそういうものを最良のものにして、受動喫煙がないようにという、対策をきちんとして市民に対する、サービスとは言えませんが、そういった場所を設けるということはやむを得ないのではないかと、現時点では、と思いますので、この陳情には反対です。

○委員長（渋谷けいし君） ほかに質疑、ご意見ございますか。

中村委員。

◆委員（中村清治君） 私も新庁舎の建設の検討委員会の委員になっておりますが、この問題はたばこを吸う人たちの権利とは言いませんが、吸いたいものを吸うなということ、なかなかこれは難しいなと思います。

余計なことですが、私、今68ですが、50年間ぐらいの間にたばこは本当に数えるほどしか吸ったことがありません、実際にたばこを吸ったときの印象は、父親のたばこを1本拝借して吸ったんですが、ニコチンが余りにも高い数値のもので、一発でくらくらして、こんなものがうまいのか、まずいのか、そういう印象がまだ残っていますが、吸いたいたいと思いませんが、吸いたい人はどこに行ったら吸うという。

私のところの幼稚園、保育園もあります、屋外で行事をやり、必ずどこかに、子供たちから遠く離れた場所にたばこの吸い殻を入れるところを設けます。やはり吸いたいたい人はいつでも、何時でも吸いたいたいということが本当にわかります。

ある中学校の横を通ったときに、部活のコーチでしょうか、先生でしょうか、父兄でしょうか、道路を隔てて吸っておりました。そういうことを全面禁止というのはなかなか難しい問題であると思いますし、市民の方々も今申し上げましたように吸いたいたい人がいるのは確実な問題ですから、空気洗浄機とかいろいろたばこの排煙の問題はよく研究してもらって、そういうものを設置した中での市民向けの喫煙所を設けてもらいたいと思いますし、職員のは屋上にやはり同じようなものを設けるべきだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ですから、この全面禁止という陳情には賛成できません。

○委員長（渋谷けいし君） ほかに質疑、ご意見はございますか。

宮原委員。

◆委員（宮原りえ君） 意見です。

受動喫煙の問題というのはやはり深刻で、自分が吸わないのに受動喫煙により健康被害を受けるとするのは、これは何としても市民を守っていかなければならない、そういう趣旨で今回こういう陳情が出ているかと思うんですが、その一方で、吸う人の権利ということも先ほどから出ているように、どう守っていかなければならないものだろうと思います、そのバランスをとっていくということが重要なのかと思います。これは非常に難しい問題だだと思います。本当に完全に煙が流れないようにするような技術があるのかどうかという問題ともかかわってくると思います。

ただ、その一方で、やはり吸う人の健康をも害しているという問題もあるし、あとはちょっと今回調べてみたんですが、ある市民団体が調査した結果、全国の公務員がとるたばこ休憩を給料に換算したところ、年間920億円もの額にも上ったと。これはどれぐらいの根拠があるものかわかりませんが、こういうデータも出ているという問題もあります。

そして、今回、先ほど陳情者からいろいろな自治体に取り組んでいるというお話もありましたが、調べてみたら、例えば滋賀県庁では今年5月31日の世界禁煙デーを記念して1週間全面禁煙、敷地内の全面禁煙を始めた。吸っていた職員は我慢するしかない、1週間仕事は吸わないようにしたり、これを機にまずは本数を減らせていければと言っていたりとか、あるいは広島県の三次市に関しては、2011年に公共敷地内の禁煙を進め始めまして、当時59.1%の達成率だったものが、5年後の2016年には72.9%まで上がっていて、全ての公共施設の率なので、本庁舎に関しては100%を達成しています。だから、これはやろうと思えばできることだと私は感じました。

なので、新庁舎ができるということもありますので、清瀬市としても何とか、一気に全てということは難しいかもしれないが、時間を区切るとか、この1週間はたばこを吸わず

に頑張ろうとか、そういう形でちょっとずつ禁煙を進めていただければなと思いますので、今回の陳情には賛成をいたします。

○委員長（渋谷けいし君） ほかはございますか。

佐々木委員。

◆委員（佐々木あつ子君） 陳情者の説明のとおり、今の現状と対策についてのお話がい
ろいろあったかと思えます。以前、飲食店の全面禁煙がいいのか、売り上げが伸びる伸び
ないの議論もあったかと思えますが、結局あの問題も、分煙をしているお店よりも全面禁
煙のお店の方が売り上げが伸びたという結果があったと思えます。

嗜好品としてどこまでこれを認めていくのかということになると、これはもう判断がで
きないというか、なかなかお互いの立場に立って難しい議論になっていくのかなと思いま
すが、東京オリンピックを迎える中、また国を挙げての法制化、そしてここで東京都が先
行して行ったという経緯を見る以上、やはりこれは流れとしてふさわしいということにな
っていくのだと思えます。

健康被害をしっかりと受けとめて、条例化はもちろん進めていただきたいこととあります
が、私はやはり新庁舎を建て直すのを契機として、これは敷地内禁煙をしていくべきだと思
いますので、陳情については賛成をいたします。

○委員長（渋谷けいし君） 斉藤副委員長。

◆副委員長（斉藤あき子君） 先ほどもいろいろ質疑もありましたが、本当にこれは相互
の立場に立つと難しい問題だなということをごく感じております。

公明党としても、受動喫煙ということに対しては本当に進めているということもありま
すので、この敷地内禁煙ということは大いに賛成したいところではあるのですが、そうい
う吸っている方の、また市としては、一応先ほどお話を伺いましたが、ちゃんとしたブー
スで受動喫煙にならないような対策も講じられているということで、敷地内をすぐに禁煙
にするというのはなかなか難しいと思うんですが、やはり段階的になくしていく。また、
たばこというのはニコチンとかの依存症ということもありますので、庁舎の中でもそうい
う対策をとっていく。依存症から脱却するための何か方策とかそういったものも講じなが
ら、段階的に庁舎内を禁煙にしていくとしていったらいいのかなと思えますので、今回の
陳情には賛成しかねるということです。

○委員長（渋谷けいし君） それでは、質疑、意見を終結し、採決をいたします。

陳情第9号 新庁舎の敷地内禁煙を要望する陳情を採択することに賛成の方の挙手を求
めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（渋谷けいし君） 賛成者3人、反対者3人、可否同数ですので、委員会条例第
17条の規定により委員長裁決を行います。

委員長は反対といたします。よって、陳情第9号は不採択と決しました。